

1. 老齢厚生年金の支給開始年齢、引き上げか

厚生労働省が、老齢厚生年金の支給開始年齢を将来には68～70歳に引き上げることを目指して社会保障審議会の年金部会に3つの見直し例を提示しました。老齢厚生年金の支給開始年齢は、昭和19年の厚生年金の成立時には55歳でしたが、数度の改正により段階的に引き上げられ、現在は平成6年の改正により定額部分(国民年金に該当する1階の部分の年金です)の支給開始年齢を60歳から65歳に、また、平成12年の改正により報酬比例部分(厚生年金に該当する2階の部分の年金です)の支給開始年齢を60歳から65歳に、生年月日に応じて段階的に引き上げられている最中で、この引き上げにより昭和36年4月2日以降の生まれの男性、昭和41年4月2日以降の生まれの女性は、65歳になるまでは国民年金も厚生年金も支給されません。

見直し例は、(1) 支給開始年齢を3年に1歳ずつ引き上げる既定のスケジュールを、2年に1歳ずつに前倒しして、65歳まで引き上げる、(2) 現在のスケジュールで65歳まで引き上げた後に、さらに3年に1歳ずつ引き上げる同じペースで国民年金も併せて68歳まで引き上げる、(3) 2年に1歳ずつ前倒しして引き上げた後に、さらに同じく2年に1歳ずつのペースで国民年金も併せて68歳まで引き上げる、の3つで、少子高齢化の更なる進展、平均寿命の伸びなどを念頭に、今後ますます増大する年金給付を抑制し年金財政を安定化するためには、支給開始年齢をより引き上げる検討に入る必要があると判断したためです。年金支給年齢の引き上げ時には高齢者の雇用の確保が必要になりますので、高齢者雇用確保措置がどうなるかなど、会社にとっても今後の動向に注意する必要があります。



2. 厚生年金の被保険者の適用拡大でどうなるか

政府は「社会保障と税の一体改革」の具体化に向けて作業を進めており、厚生労働省では非正規社員を厚生年金に加入させるために労働時間や収入の条件を見直す方針です。

具体的には「第3号被保険者」(夫が会社員や公務員である専業主婦)と認定する年収の基準を、現行(130万円)から引き下げる考えです。厚生年金保険料の算定に使う標準報酬の下限(月額9万8,000円)を下げることも検討しているようです。つまり、パートで働くときに厚生年金に加入しなくてよい社員の4分の3未満の労働時間の範囲に抑えて働いたり、夫の扶養に入れるように年間の収入を130万円を超えないように調整しながら働く主婦などを厚生年金に加入させるようにするために条件を見直そうと検討しています。実際に厚生労働省が過去に実施した短時間労働者を対象とするアンケート調査によれば、年収130万円を超えると保険料の支払義務が発生するために「労働時間を減らしている」と回答した人が25%にも上ったそうです。現行の年金制度が働き方を制限していると言えますが、差し引きで負担増となる主婦層などから反発が出ることも予想されています。

現在、労働者の4割をも非正社員が占めるようになり、年金制度に歪みが生じていることも事実ですが、それらの解消としても、このような厚生年金の適用拡大を行えばそれに伴い、企業の保険料の負担も当然に増えます。厚生労働省が2007年に実施した試算結果によれば、加入条件(労働時間)を「週30時間以上」から「週20時間以上」に拡大すると新たに約310万人が厚生年金の加入対象となり、企業の負担が年間約3,400億円も増えるそうです。企業はこの負担増となる保険料の額も必要人件費として企業経営を行っていかねばならないことにもなってきます。年金制度は問題山積でもっと議論の余地あります。

● 編集後記 ●

映画「ツレがうつになりまして」を観に行きました。宮崎あおいちゃんのホンワカした雰囲気は映画にマッチしていて、笑いと涙があって観てよかったなと思わせる映画。うつというと、少し前まで題材としてはタブーな感じがするものですが、上手に表現されていたのではないかと思います。社労士の手続きで、近年急増していると感じるのが、うつ病による傷病手当金の請求。昔感覚の人はそれを現代病だの、気合いが足りないだの、やる気で乗り切れるだろ～、なんて思いがちですが、れっきとした病気です。現在も絶賛上映中なのですが、総務担当の方や経営者や上司の方へ、この病気を理解するための入門編としてもオススメです。(秋山)

あおぞら人事・労務サポート
特定社会保険労務士
秋山幸子(登録NO.13050514)
三鷹市下連雀3-33-7-701
TEL:0422-24-8625
FAX:0422-24-8605
E-mail: info@aozora-sr.com
URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士
秋山・隅谷・玉川・安部(武蔵野支部)